

# 「宅地造成及び特定盛土等規制法」 通称”盛土規制法”について

高知県 土木部 都市計画課 盛土対策室

令和6年7月

# 盛土規制法制定の背景・必要性

## 盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → 甚大な人的・物的被害 (令和3年7月)

○盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検 (令和4年3月)

\* 高知県内では276箇所の盛土について点検済



## 制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)を制定

【国説明会資料より】

## 盛土規制法の目的

- 旧宅地造成規制法の規制対象は宅地区域のみであり、宅地造成工事以外は規制されなかった。
- この課題に対処するため、盛土規制法では森林や農地など**宅地以外の土地も規制区域として指定**でき、**宅地造成以外の盛土や捨土などの行為も規制対象**となった。

	盛土規制法	(旧)宅地造成規制法
規制される区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・宅地</li><li>・森林</li><li>・農地</li><li>・その他の土地</li></ul>	宅地のみ
規制される行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・宅地造成工事</li><li>・宅地造成以外のための盛土</li><li>・切土</li><li>・捨土</li><li>・一時的堆積</li></ul>	宅地造成工事のみ

# 盛土規制法の特徴

## ①スキマのない規制

- 都道府県知事等が、土地の用途にかかわらず、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域として指定**
- 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等

## ②盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な**許可基準を設定**
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
[1]施工状況の定期報告 [2]施工中の中間検査 [3]工事完了時の完了検査を実施 等

## ③責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等**が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

## ④実効性のある罰則の措置

- 無許可行為や命令違反等に対する罰則**について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等
- ※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

# 規制区域のイメージ

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

## <宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域

市街地・市街地となろうとする土地の区域

例)  
・都市計画区域 等

集落

**【保全対象】**  
 ・市街地、集落  
 ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設  
 ・道路等の公共施設 等

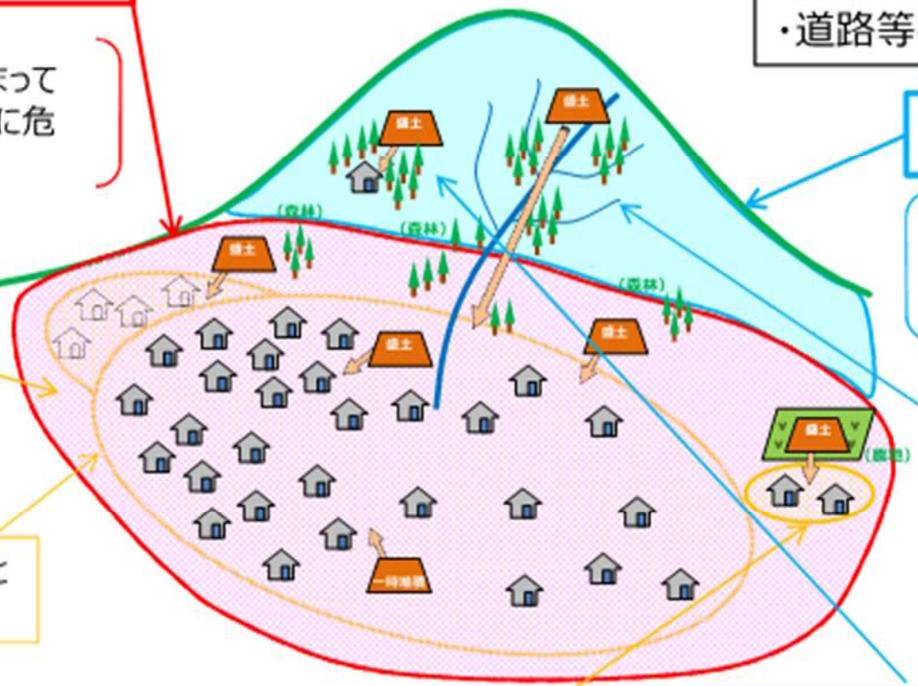
### 特定盛土等規制区域

市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域

盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域

例)  
 ・盛土が崩落した場合に土石流となって、人家等に危害が及ぶ可能性がある区域



# 規制対象規模

## 許可対象となる盛土等の規模

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域

**青文字** 特定盛土等規制区域

### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

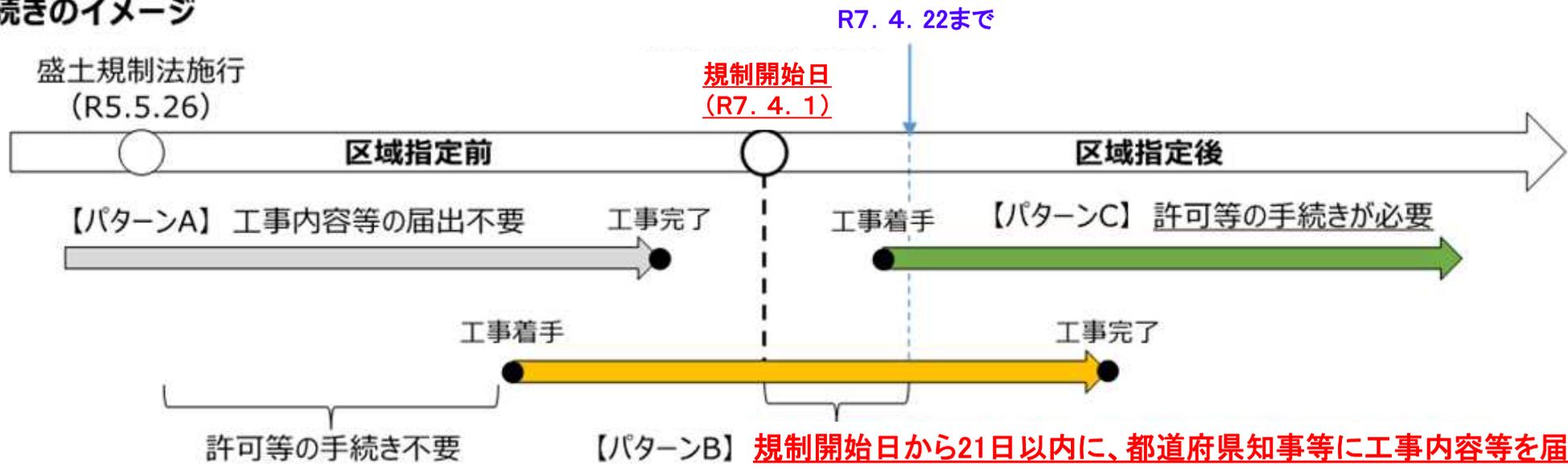
要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

\*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

# 規制対象のイメージフロー(規制開始日前後に自社所有の土取場を整備する場合)

- 宅造区域又は特盛区域の指定の際、その区域内において行われる規制対象規模以上の盛土等に関する工事の工事主は、区域指定から21日以内に工事内容等を届出する必要がある。
- 都道府県知事等は、届出を受理したときは、速やかに、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施工されている土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- ⇒**規制開始日前に工事に着手する場合、法21条及び40条に基づく届出が必要(パターンB)**
- ⇒**規制開始日以降に工事に着手する場合は、法12条及び30条に基づく許可又は法27条に基づく届出が必要(パターンC)**

## ■ 手続きのイメージ



## ■ 届出すべき内容

- ・届出書 (指定様式)
  - ・図面 (位置図、地形図、土地の平面図)
  - ・盛土・切土・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- 等

## ■ 届出が必要となる工事の規模

- 以下のいずれかに該当する場合  
 <土地の形質の変更 (盛土・切土) >
- ①盛土で高さ1m超の崖
  - ②切土で高さ2m超の崖
  - ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く)
  - ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く)
  - ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く)

- <土石の堆積>
- ①最大時の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超
  - ②最大時の堆積の面積500㎡超

【国説明会資料より】

# 規制対象外行為

○盛土規制法では、法第2条第1号に定める公共施設用地において行う盛土等は規制対象外であることが定められている。

## 公共施設用地

- 道路(林道を含む)、公園、河川
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
- 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第2条第2項に規定する防衛施設
- 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

# 適用除外対象行為

- 法第12条第1項〔法第30条第1項〕に規定する許可の「適用除外対象行為」が定められている。
- なお、適用除外対象行為については、許可対象から除外される行為となるため、監督処分の対象とはならないが、規制対象には該当するため危険な場合には改善命令の対象になり得る。
- また、適用除外対象行為は政令で定める、「災害の発生のおそれがないと認められるもの」のことをいい、許可届出等が不要となっている。

適用除外対象行為（法第12条第1項）

政令	○ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
	○ 鉱業法	鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
	○ 採石法	岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
	○ 砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令	○ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○ 土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○ 国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事	
	・地方住宅供給公社	
	・土地開発公社	
	・日本下水道事業団	
	・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
・独立行政法人水資源機構		
・独立行政法人都市再生機構		
○ 次に掲げる土地の形質変更に関する工事		
・高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの		
○ 次に掲げる土石の堆積に関する工事		
・土石の堆積を行う土地の面積が 300 m <sup>2</sup> を超えないもの		
・土石の堆積に関する工事のうち、高さ 2 m 以下であつて、盛土又は切土をする地盤面標高の差が 30 cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えない盛土又は切土をするもの		
・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの		

【不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインより】

# 許可基準・手続、中間・完成検査

許可基準  
・手続

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準**を設定
  - ※許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
  - ※工事主とは、盛土等に関する工事の請負契約の注文者(発注者)、又は請負契約によらないで自らその工事をする者
  - ※資格を有する者の設計によらなければならない
  - (高さが5mを超える擁壁の設置時、切盛行為を行う土地の面積が1500m<sup>2</sup>を超える土地での排水施設の設置)
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)**を要件化

中間検査  
完了検査

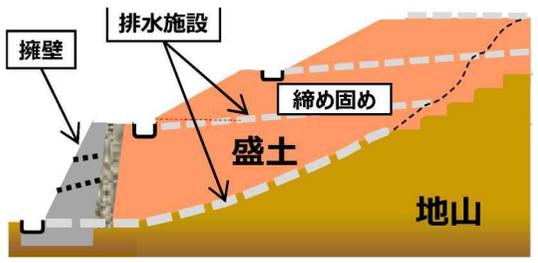
- 許可基準に沿って**安全対策が行われているかどうかを確認するため**、
  - ①**施工状況の定期報告**、
  - ②**施工中の中間検査**及び
  - ③**工事完了時の完了検査**を実施
  - ※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目の上乗せができる旨の規定を措置。

## ■災害防止のための安全基準の設定

### <盛土・切土>

(主な安全基準)

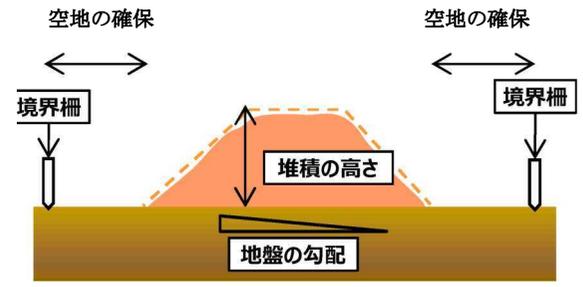
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め等



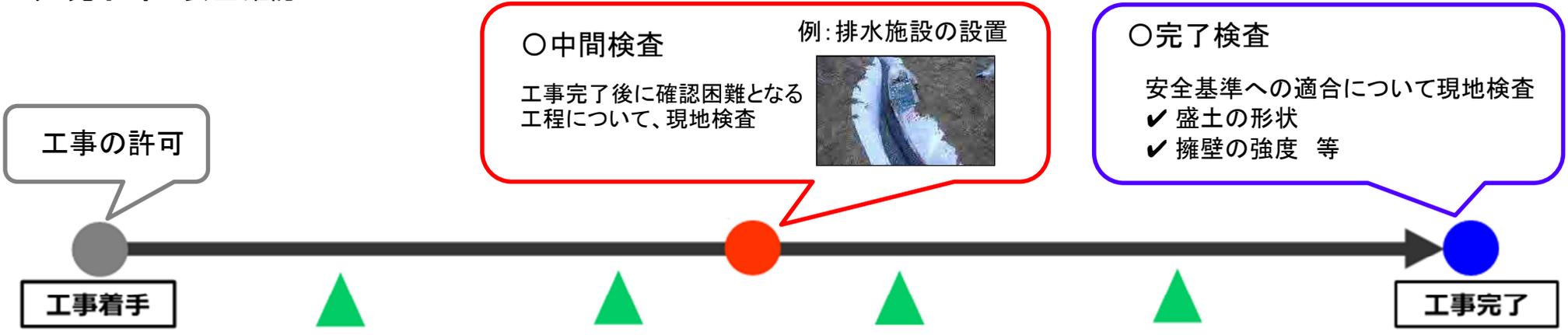
### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保等



## ■施工中・完了時の安全確認



○定期報告 工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告  
例:土石の堆積量 等

【国説明会資料より】

# 許可申請から工事完了までの流れ

  現行宅造法と比較して  
新規で追加される手続

## 許可申請前

土地所有者等の同意

● 盛土等を行う土地の**所有者等全員の同意**（許可要件）

周辺住民への事前周知

● 周辺地域の住民に対し、**説明会の開催等**により工事の内容を周知

## 許可申請

許可基準への適合

**（許可基準）**

- ▶ 災害防止のための**安全基準**に適合すること
- ▶ 必要な**資力・信用**を有すること
- ▶ **資格を有するもの**が設計を行うこと
- ▶ **工事施工者**が必要な能力を有すること
- ▶ 土地の**所有者等全員の同意**を得ていること

赤字：現行宅造法と比較して  
新規で追加される事項

都道府県知事等の許可

※都道府県知事等は、**工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表**

## 工事着手

現場での標識掲出

● 工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る**許可を受けている旨の表示**

定期報告

● 工事の施工状況について、**3ヶ月ごとに報告**（例：土石の堆積量）  
※ 一定規模以上の盛土・切土、一時堆積に適用

中間検査

● 工事完了後に確認困難となる工程について、**現地検査**（例：排水施設の設置）  
※ 一定規模以上の盛土・切土に適用

## 工事完了

完了検査

● 安全基準への適合について**現地検査**（例：盛土の形状、擁壁の強度 等）

※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

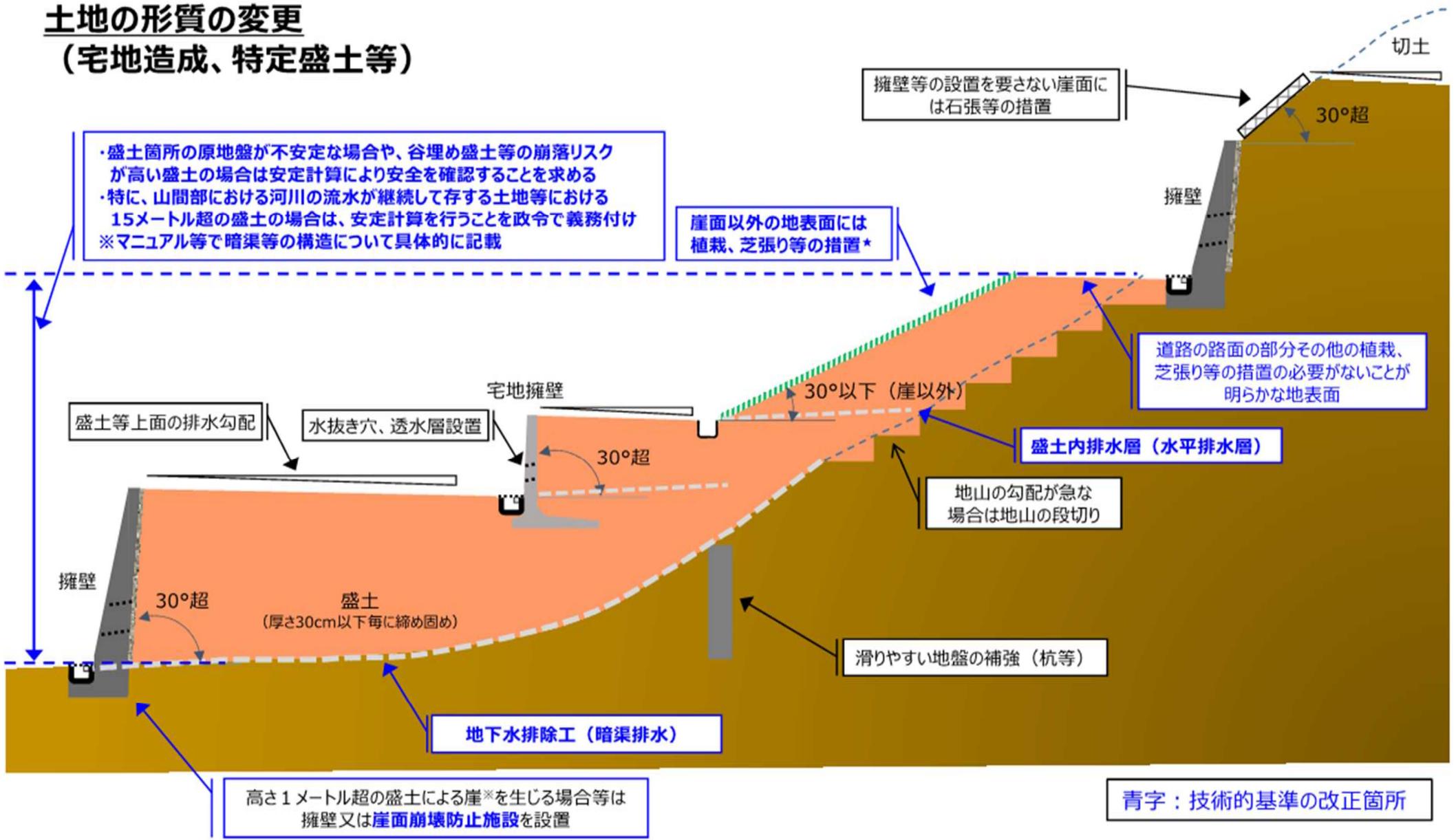
【国説明会資料より】

# 盛土等の届出・許可・検査・報告の対象行為の規模

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

# 土地の形式の変更に係る技術的基準(政令)全般の概念図

## 土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



・盛土箇所の原地盤が不安定な場合や、谷埋め盛土等の崩落リスクが高い盛土の場合は安定計算により安全を確認することを求める  
 ・特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における15メートル超の盛土の場合は、安定計算を行うことを政令で義務付け  
 ※マニュアル等で暗渠等の構造について具体的に記載

崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置\*

擁壁等の設置を要さない崖面には石張等の措置

道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地表面

盛土内排水層 (水平排水層)

地山の勾配が急な場合は地山の段切り

滑りやすい地盤の補強 (杭等)

高さ1メートル超の盛土による崖\*を生じる場合等は擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置

青字：技術的基準の改正箇所

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。  
 ★宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

## IX 崖面崩壊防止施設 (新規)

### 【改正概要】

- 崖面崩壊防止施設は、擁壁と異なり地盤の変形への追従性と適切な透水性に特徴付けられものであり、土地利用条件や保全対象との位置関係等により適用性があると判断される場合は、擁壁に代わる施設として崖面崩壊防止施設の適用が可能である。
- 崖面崩壊防止施設は工法により地盤の変形への追従性や透水性等が異なるため、崖面の特性に応じて適切な工法を選定する。

### 【考え方】

#### 1. 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

- 湧水の影響等により長期的な支持力の確保等が課題となる箇所では、擁壁では地盤改良等の追加対策を講ずる必要が生じる場合もあるため、保全対象との位置的関係等を総合的に判断し、地盤の変形を許容できる場合に限り、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設が適用可能である。
- 崖面崩壊防止施設は、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できない。また、崖面崩壊防止施設設置後に、土地利用方法が当該施設を適用できないものに変更される場合に報告すること等を、許可時にあわせて求めること等が重要である。
- 崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に土圧、水圧及び自重等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。

#### 2. 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

- 崖面崩壊防止施設は工種により地盤の変形への追従性や透水性が異なるため、崖面の特性に応じて適切な工種を選定する。

項目		崖面崩壊防止施設			擁壁
工種名		鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工	鉄筋コンクリート擁壁 等
代表工種	イメージ写真				
変形への追従性		中程度	高い	中程度	低い
耐土圧性		相対的に小さい土圧			相対的に大きい土圧
透水性		高い(中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能)		中程度(一般に排水施設を設置する)	—(水抜き等により排水)

#### 3. 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

- 崖面崩壊防止施設自体の変形が過大となり安定性を損なったり近接する保全対象に影響を及ぼしたりしないよう留意する。
- 背面地盤からの土圧が小さい場合に適するため、周辺斜面の安定性が確保できていない場合は適用できない。
- ジオテキスタイル補強土壁工は、地下水の影響が大きい場合は、排水施設の機能を強化する必要がある。

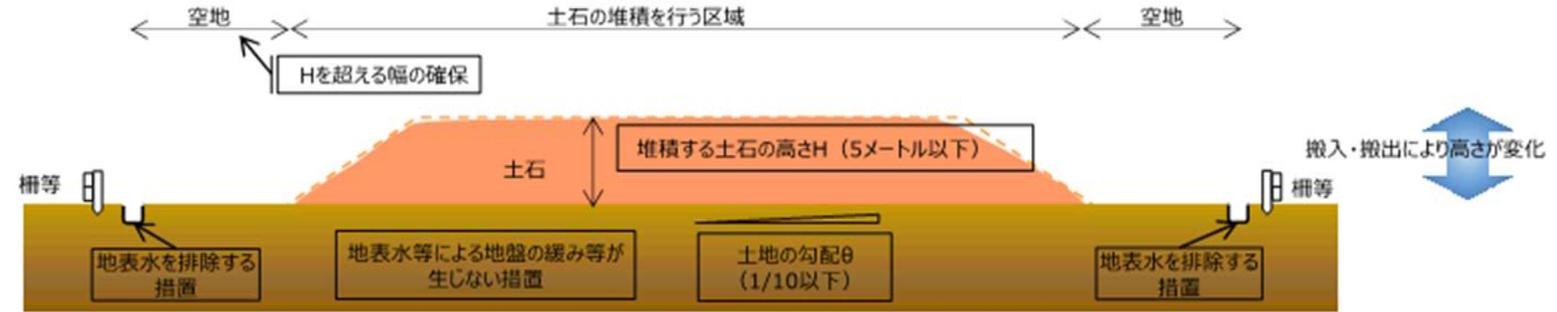
# 土石の堆積に係る技術基準(政令)

概要	規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く)</li> <li>・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置</li> </ul>
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地 (勾配10分の1以下) の確保</li> <li>(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地</li> <li>(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地</li> <li>・堆積した土石の周囲への柵等の設置</li> <li>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</li> </ul>
土石の崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置</li> </ul>

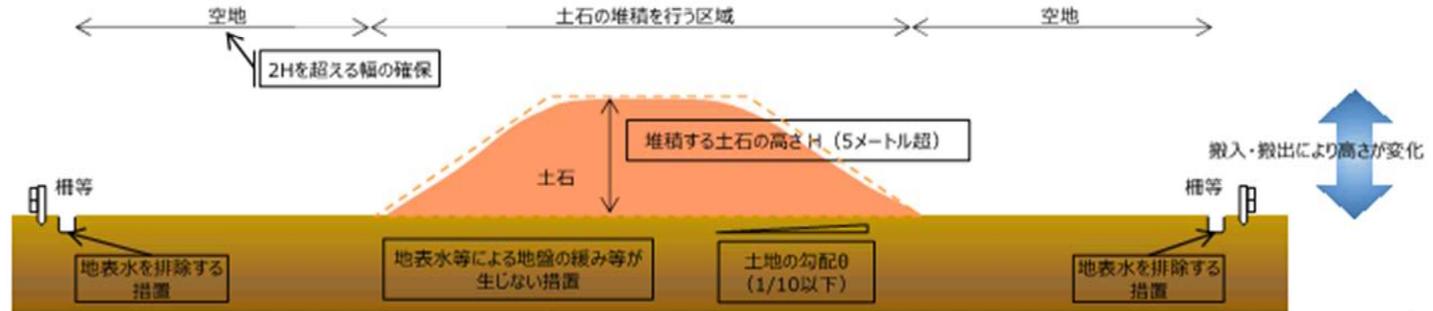
(注) 「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

## 【参考】土石の堆積に係る技術的基準(政令)全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※ 「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能  
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

【国説明会資料より】

# 土石の堆積に係る技術基準(政令)

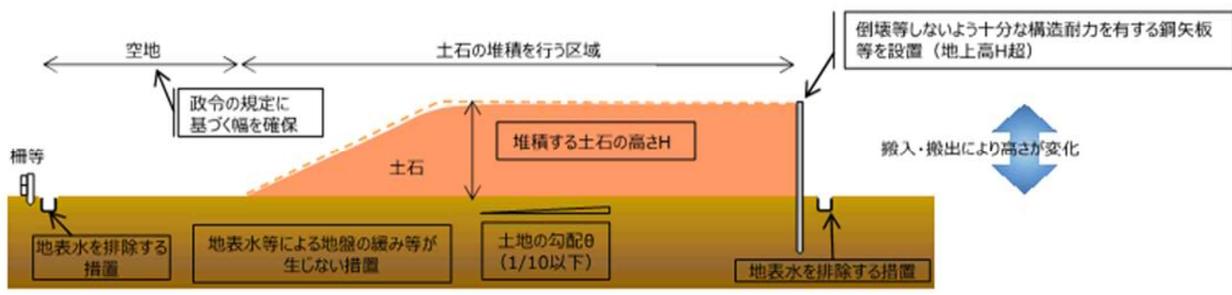
## 【考え方】

### 4. 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

● 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の**代表的な種類及び設計方法**は次のとおりである。

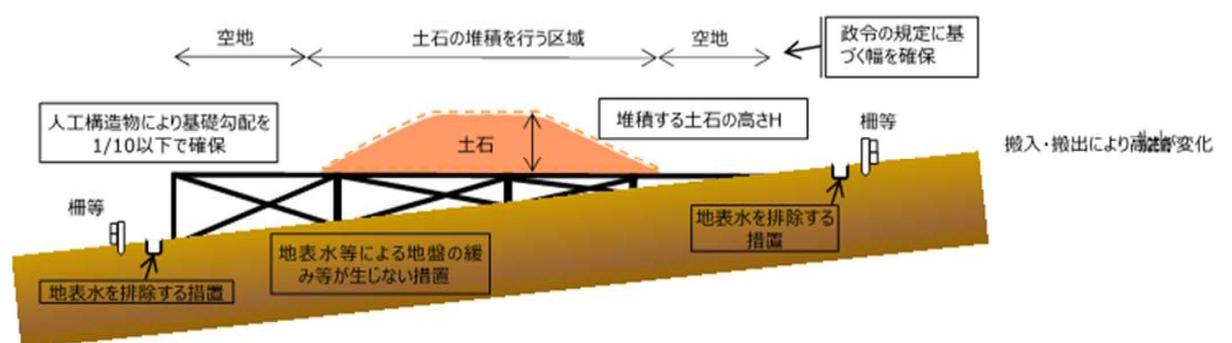
#### A) 鋼矢板等の設置

土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。**想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。**



#### B) 構台等の設置

構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面(空地を含む)の勾配は10分の1以下を確保する。**想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。**



#### C) 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。

なお、土石の堆積が盛土と異なり、**十分に締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安定性を確保するために1:2.0よりも緩くすることが望ましい。**

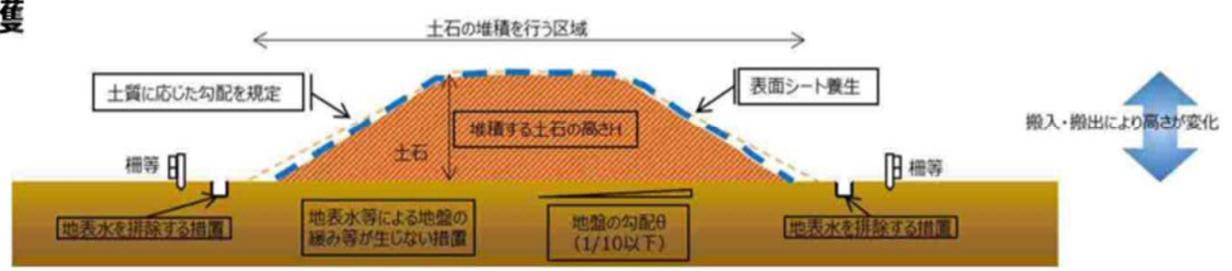


図 代表的な措置の概念図

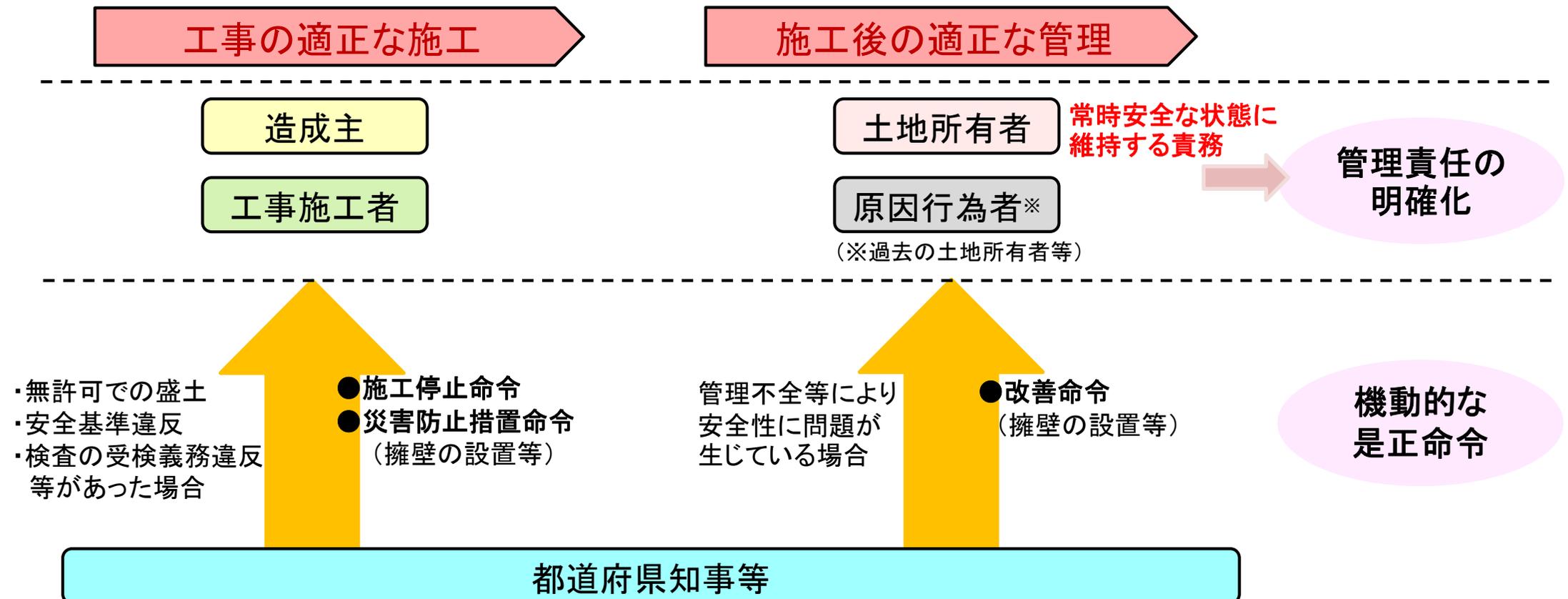
※ 「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能  
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるのであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

# 土地の形式の変更に係る技術的基準(政令)

	概要	規定 (青字：新たに規定する内容)
施設	擁壁、排水施設、その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、<b>崖面崩壊防止施設</b>、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留</li> </ul>
施設の設置その他必要な措置	地盤について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、<b>盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置</b>、地滑り抑止ぐい設置等）</li> <li>・急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置</li> <li>・盛土又は切土の上面の排水勾配</li> <li>・山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15メートル超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認</li> <li>・切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強</li> </ul>
	擁壁等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ1メートル超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置</li> <li>※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合</li> <li>(ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合</li> <li>(ハ) <b>イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面</b></li> </ul> </li> <li>・擁壁は構造計算等により設計</li> <li>・擁壁には水抜き穴等を設置</li> </ul>
	崖面及びその他の地表面について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁又は<b>崖面崩壊防止施設</b>の設置を要さない崖面には石張り等の措置</li> <li>・<b>崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置</b></li> <li>※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面</li> <li>(ロ) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面</li> <li>(ハ) 農地等で植物の生育が確保される地表面★（例）畑等の利用が想定される土地</li> </ul> </li> </ul>
	排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等について、構造等を規定 （例）管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること等</li> <li>・盛土において、盛土をする前の地表面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、<b>地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定</b></li> </ul>

# 責任の所在の明確化

- 管理責任**
  - 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
    - ※「土地所有者」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生
  - 規制区域内にある盛土等は、**規制区域指定前に造成されたものも対象**
- 監督処分**
  - 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者**に対しても、**是正措置等を命令**
    - ※当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。



※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。  
 ※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時には国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

# 実効性のある罰則

## 罰 則

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置(最大で3億円以下)**

表 5.1 本法における違反行為および罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第55条第1項第1号 (法第55条第1項第2号)	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
虚偽申請	法第55条第1項第3号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
立入検査拒否等	法第56条第4号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
報告徴取拒否等	法第58条第5号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
命令違反 (監督処分)	法第55条第1項第4号	監督処分(法第20条第2項から第4項)(法第39条第2項から第4項)に違反した者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
命令違反 (改善命令)	法第56条第3号	改善命令に違反した者、法第27条第1項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1年以下	300万円以下	1億円以下 (法第60条第2号)
技術的基準違反	法第55条第2項及び第3項	技術的基準(法第13条第1項(法第31条第1項))に違反して工事の設計をした者(設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等(工事主、又はその代理人、使用人その他の従業者)の故意によるときは、その者を含む	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
中間検査・完了検査違反	法第56条第1号	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
定期報告違反	法第56条第2号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)

表 5.1 本法における違反行為および罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
特定盛土等規制区域における工事の届出違反	(法第57条)	工事の届出をしないで工事をし、又は虚偽の届出をした者	1年以下	100万円以下	100万円以下 (法第60条第3号)
基礎調査のための土地の立入り拒否等	法第58条第1号	基礎調査における土地の立入りを拒み、又は妨げた者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
区域指定時の工事の届出違反	法第58条第3号	法第21条第1項(法第40条第1項)の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
擁壁等に関する工事の届出違反	法第58条第4号	法第21条第3項(法第40条第3項)の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
公共施設用地の転用の届出違反	法第58条第3号	法第21条第4項(法第40条第4項)の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
標識掲示義務違反	法第59条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		50万円以下	50万円以下 (法第60条第3号)
軽微な変更の届出違反	法第61条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者		30万円以下 <sup>※1</sup> (過料として)	

※1：法第61条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる

【不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインより】